

マイナンバーカードで最大20,000円分のマイナポイントがもらえます

マイナポイント第2弾とは？

マイナンバーカードの普及促進と消費喚起・生活の質の向上につなげるために、一人当たり最大20,000円相当のポイントを付与する国の事業です。

マイナポイント第2弾の概要

ポイントをもらうには、令和4年9月末までに、マイナンバーカードの申請をしてください。



今回は最大 **20,000円分** もらえる！

6月30日開始！

マイナンバーカードの新規取得等

健康保険証としての利用申込み 公金受取口座の登録

5,000円分 + 7,500円分 + 7,500円分



付与条件	付与額	予約・申込み・登録	ポイント申込み開始時期	利用方法	付与期限
マイナンバーカードを新規に取得 ※マイナポイント第1弾で申込みをしていない場合や5,000円の上限に達していない場合も対象	上限5,000円相当 (選択したキャッシュレス決済でのチャージまたは買物で利用した額の25%)	スマートフォン・パソコンから、専用のアプリ・ソフトなどをダウンロードして、 予約・申込み・登録 してください。市役所やコンビニマルチコピー機などでもできます。	申込み受付中	選択したキャッシュレス決済のポイントとして利用可能	令和5年2月末
健康保険証としての利用申込み	7,500円相当		6月30日から開始		
公金受取口座の登録	7,500円相当				

マイナポイント第2弾に関する総務省ホームページはこちら



問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178 ※一部IP電話などでつながらない場合(有料) ☎050(3516)0177

マイナポイント支援特設ブースの設置について

パソコンやスマートフォンをお持ちでないかたや操作方法がわからないかたはご利用ください。

ブース設置期間 6月1日～10月31日(土・日曜日・祝日を除く。) 午前8時45分～午後5時

設置場所 市役所1階

持ち物 マイナンバーカード、利用者用電子証明書の暗証番号(4桁)、キャッシュレス決済サービスの決済サービスIDとセキュリティコード(サービスによって異なります。)、口座情報確認書類

- 注意事項**
- ・マイナポイントの支援を希望される場合は、本人または法定代理人にお越しいただく必要があります。(15歳未満の未成年者の場合は法定代理人(親権者)による手続きが可能です。)
 - ・マイナポイントを申し込む決済サービスを決めてからお越しください。
 - ・支援特設ブースにおける予約や、キャッシュレス決済サービス事前登録の支援などは行っておりません。

問合せ 企画政策課行政調整担当 ☎0480(92)1111 内線342～344

作ってみよう！マイナンバーカード

作り方

マイナンバー(個人番号)カード交付申請書をお持ちのかたは、右の4つの方法で申請ができます。

※申請書は再発行することができます。

マイナンバーカード申請のお手伝いをします

ご希望のかたは市民課窓口にお越しください(写真撮影無料)。

申請後は？

約1か月で「マイナンバーカード交付通知書」が郵送されます。申請者本人(15歳未満のかたは法定代理人と本人)が必要書類をお持ちのうえ、受け取りに来てください(事前予約ができます。)

スマートフォンで申請

郵送に比べて
カードの仕上がりが早い！

必要なもの

交付申請書 スマートフォン 顔写真データ

パソコンで申請

必要なもの

交付申請書に記載の申請書ID(半角数字23桁)
パソコン
顔写真データ

郵便で申請

必要なもの

交付申請書
証明写真(6ヶ月以内に撮影したもの)
封筒

証明用写真機で申請

必要なもの

交付申請書
写真代
このマークが自印！

問合せ 市民課住民担当 ☎0480(92)1111 内線137～139